



2020年7月

## ペット（犬、猫）をタイに連れていく場合の手続きについて

タイ王国大使館農務担当官事務所

生きている動物（ペット）をタイ国内に持ち込む場合、事前に輸入許可を取得する必要があります。日本の出国条件については、出国する空港の動物検疫所へお問い合わせください。また再び日本に連れて帰る場合には、日本の入国条件を満たす必要があるため必ず確認してください。

なお、情報は動物検疫所より最新の情報を入手するよう努めてください。

### □タイ政府が入国時に求める条件（2020年6月30日現在）

1. 動物は健康で感染症の兆候がないこと。
2. 出国21日前までに下記のワクチンを接種すること。  
犬：狂犬病、ジステンパー、パルポウイルス、犬伝染性肝炎、レプトスピラ症  
猫：狂犬病、猫パルポウイルス（FPV）
3. マイクロチップを装着すること。

### □必要な書類と情報（書類は英文、日本語の場合は英語に翻訳すること）

1. 申請者のパスポートのコピー（顔写真のあるページ）
2. 日本国内の住所とタイ国内での住所
3. 動物の個体情報（例：種類、性別、年齢、色、マイクロチップ番号など）
4. ワクチンの接種証明書
5. ペットの写真（カラー写真でペット顔がはっきりとわかるよう写すこと）
6. 入国日程（日時、便名）
7. 日本出国時の空港名
8. 輸入承認申請書（R1-1）  
弊所 HP <https://www.opsmoac.go.th/tokyo-news-preview-421391792428> からダウンロードできます。
9. マイクロチップ装着証明書

### □手続きの流れ

- ① 上記書類と情報を スワンナプーム空港動物検疫所 [qsap\\_bkk@dld.go.th](mailto:qsap_bkk@dld.go.th) へメール（書類は PDF または JPEG 形式で送付のこと）  
（出国60日前、遅くとも7日前まで。手続きに時間がかかる場合がありますので、タイ入国の6週間前には手続き等を開始するようお勧めします。）
- ② 動物輸入通知（Notification for Importation of Animal(s)）と犬及び猫の輸入条件（Requirements for the Importation of Dogs and Cats into the Kingdom of Thailand）（タイ政府発行・60日有効）をメールで受領
- ③ 日本政府発行の輸出検疫証明書の発行申請のため、出国する空港を管轄する動物検疫所に連絡
- ④ タイ入国後、ペットを連れてスワンナプーム空港の動物検疫所へ出頭（手荷物受取所ターンテーブル8番付近）、日本政府発行の輸出検疫証明書（原本）、動物輸入通知（Notification for Importation



of Animal(s)) (タイ政府発行・印刷し持参)、タイ政府(動物検疫所)からのメールのコピーを提示し、書類審査とペットの健康検査を受ける。

- ⑤ 輸入承認書(Import License)(タイ政府発行)を受領、手数料を納付
- ⑥ 税関で輸入承認書(Import License)を提示、輸入関税の納付

詳細、質問等につきましては、直接スワンナプーム空港動物検疫所までお問合せください。

HP <http://aqs-suvarn-dld.go.th/wp/en/import-en/importation-of-pet-dog-and-cat/>  
eメール [qsap\\_bkk@dld.go.th](mailto:qsap_bkk@dld.go.th)  
電話 +66-2134-0731 (月曜～金曜 午前8時半～午後4時半・英語またはタイ語)

畜産局HP <http://en.dld.go.th/index.php/en/pet-travel-menu/importation-animal-animal-products>

日本国内の動物検疫に関しては、管轄の動物検疫所へお尋ねください。

検疫所一覧 <https://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/attach/pdf/import-other-36.pdf>

以上